

二四 那須資晴願文（大田原市那須与一伝承館寄託「那須文書」）

那須資晴、宮原八幡宮に願文を捧げ、烏山城に戻れた際には、宮原八幡宮の本殿を筑紫山に移し、新宿に烏居を立てることなどを約束する。

宮原八幡大菩薩

御立願之状

- 一、烏山江本意於有之者、御殿筑紫山江被為引、新宿江烏井お立可申事、
- 一、御神領之儀、幡田之替可申事、
- 付、禰宜光明寺屋敷可被下也、
- 一、楼門・廻廊立可申事、

慶長八年卯癸卯月廿八日

那須  
藤原資晴（花押）

【読み下し文】

宮原八幡大菩薩

御立願の状

- 一、烏山へ本意之有るに於いては、御殿筑紫山へ引かせられ、新宿へ烏井を立て申すべき事。

- 一、御神領の儀、幡田の替え申すべき事。

付、禰宜光明寺屋敷下さるべき也。

- 一、楼門・廻廊立て申すべき事。

【補注】

本文書は、江戸時代の文書であるが、内容的に戦国時代的な面を含むことより、戦国時代・豊臣政権期編に入れた。